

総会議事録

令和3年4月

令和3年4月9日(金)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和3年4月9日(金)
開 会 午前9時33分、閉 会 午前10時00分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、久保添 公哉、
関野 掲司、宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聡
吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康、石田 弘司

14名

欠席 なし

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和
瀬戸 享明、溝口 喜順、垣根 敏孝

8名

欠席 和田 隆、荻野 雅章

2名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第12号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第3 議案第13号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 日程第4 議案第14号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しにつ
いて

〔関野会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和3年4月定例総会を開会いたします。

令和3年度がスタートしまして最初の定期総会となります。再びコロナの第4波の影響が拡大しているようで、Withコロナ社会が続くものと思われませんが、本年度もどうぞよろしく願いいたします。本日は事務連絡で市の人事異動や新年度予算のお話があるほか、議案として最適化指針の見直しも上がっております。

また、推進会議では市民農園制度について、農業会議の御担当者からお話をお伺いする予定で盛り沢山となっております。円滑な議事の進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。早速始めさせていただきます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。本日の出席者は24名中22名です。欠席は和田委員、荻野委員の2名です。よって総会は成立いたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。和久田委員、久保添委員をお願いいたします。

次に日程第2、議案第12号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第12号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字由良小字浜頭※※、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は大阪市にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和41年12月から耕作していないということです。

2番です。土地の所在につきましては大字由良小字濱頭※※、登記地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は兵庫県加古川市にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては平成14年11月から耕作していないということです。

具体的場所につきましては、4頁、5頁に地図を添付しております。4頁をお願いします。1番の案件についての場所を示しております。位置的には旅館海月桜の東側付近となり、国道178号線沿いの宅地の中の一部となっております。次の5頁をお願いします。2番の案件となっております。こちらは由良地区公民館のすぐ近所となり国道から少し入った所となります。

次に6頁に現地写真を添付しております。上側の写真が1番の案件となります。先程も触れましたが国道沿いの民家の一角に庭の一部としてある数m四方の土地で、現在、住宅は空き家になっていることから庭全体が原野化している状態です。次に下の2番の案件になりますが、永年耕作放棄されているため、今の時期は枯れておりますが、一面ススキに覆われる土地となっております。

議案第12号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1番2番とも地区担当が山田委員となりますのでよろしくお願いいたします。

〔山田委員〕 先程事務局より説明がありました農地ですが、去る3月26日に平野委員、事務局、私の4名で現地調査を行いました。6頁の写真を見ていただきますと分ると思いますが、どちらも同じ様な状況でありまして全く農地としての利用はされておらず、所有者につきましても市内に住んでいないため耕作される見込みはないとのことでありますので非農地と判断して問題ないと思われました。

〔関野会長〕 これより議案第12号について審議に入ります。御意見のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第12号については承認してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第12号については承認いたします。次に日程第3、議案第13号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。お手元にございます「配付資料」にありますとおり、議案第13号の当事者である細井委員並びに瀬戸委員はここで一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(細井委員、瀬戸委員 退席)

〔関野会長〕 それでは事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 議案第13号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」につきまして、7頁から55頁に一覧を掲載しております。最初の7頁から15頁にかけては、土地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する農地の一覧となっております。このうち7頁の左端の番号が1の農地から11頁の13番にかけては、利用権設定を受ける者が中間管理機構の京都府農業会議となっております。ここでは、まず農地を借受けされた京都府農業会議は農地の経営主体となります。その後、地元の※※と特定農作業受託契約を結び、耕作を委託されることとなっております。次の12頁の14番から15頁の25番につきましても引き続き土地の所有者と耕作者が直接利用権を設定する農地の一覧となっております。資

料により御確認ください。

次の16頁を御覧ください。中間管理機構を介した利用権設定の一覧となっております。借手である耕作者が既に決定していることから一括方式での提案となっております。この中で16頁の1番から21頁の16番につきましては、※※様が宮村、喜多地区で九条ネギ栽培のために借受けされる農地で面積は合計で約※※haとなっております。また、24頁からになります。下の段の25番から最後の55頁の97番につきましては中波見と奥波見地区を併せた波見谷集落全体で計画的な農地の集積を申請されており、ここに上っている農地の筆数は176筆、面積は合計で約※※haとなっております。資料により御確認ください。公告日は全て4月15日となっております。議案第13号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第13号につきまして質疑に入ります。御質問、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

〔小山委員〕 波見谷さんは今までは個人個人で借りておられたのを今回初めて農業会議さんを紹介されるということですか。

〔内藤主任〕 今回で初めて中管理機構を介した貸借に替えるということとなっております。

〔関野会長〕 よろしいですか。他にございますでしょうか。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め、議案第13号については決定してよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第13号については決定とします。一時退席いただいた委員さんは再入室いただきますようお願いいたします。

(細井委員、瀬戸委員 再入室)

〔関野会長〕 次に日程第4、議案第14号「農地等の利用の最適化の推進に関する

指針の見直しについて」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西事務局長〕 失礼します。議案第14号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」でございます。本日配付をさせていただきました議案14の差替えをお願いしたいと思います。右肩にアンダーラインで59頁と入ったもので審査をお願いいたします。この間、農林水産課と再調整を行いまして再度文書を推敲しております、誠に申し訳ございませんがお詫びと差替えをさせていただきますようよろしくお願いいたします。それと事前配付で今回の指針の見直しについてということで議案参考資料をお届けさせていただいたかと思えます。そちらを御覧いただきたいと思えます。

議案参考資料にも1番のところにも書かせていただいておりますが、最適化指針ということで、これは農業委員会法で指針を定めるよう努めなければならないということになっておりまして、その内容として数値目標及び推進方法の記載が必要ということになってございます。項目につきましては議案参考資料の1頁上段の方に枠囲みで①から③ということで遊休農地の解消面積、担い手への農地利用集積面積、新規参入者の確保数を記載するということになっております。この指針につきましては3年ごとの委員の改選に合わせまして見直すということになってございまして、第1期平成29年度に策定されたものを今回の委員改選に合わせまして見直しを行うというものであります。

全体の構成ということで議案参考資料の2のところにも書かせていただいておりますが、最初に1期目の取組実績と課題を書かせていただいて次に数値目標を、そして最後に具体の推進方法ということで記載をさせていただいております。この指針につきましては市全体の視点から大きな道筋だけを示したということでございまして詳細の施策等は記載せず今後各地域の実情に沿った形で進めていただくということにしております。

次に具体の目標と推進方法につきましては御説明をさせていただきます。

議案書の1頁の方、59頁のアンダーラインのところでございますが、こちらの下から6行目でございます遊休農地の発生防止・解消についてということで1番の項目がございます。実績につきましては記載のとおりでございます。今回説明につきましては割愛をさせていただきたいと思えます。

次の(2)の遊休農地の解消目標ということでこの表を御覧ください。

表の右側の項目の上の表の上段のところですが管内の農地面積につきましては注釈のとおり耕地面積と遊休農地の面積を足したものが数値として入っております。また左の項目でございますが上から平成29年4月ということで制定時の現状、次に制定時の3年後の数値と令和2年4月時点の実績値、そして現状の令和3年4月の実績値、制定時の5年後目標の数値と今回のゴシック体で表記

しておりますが3年後の目標の令和5年4月の数値、そして今回5年目標であります令和8年4月の値としましてそれぞれ数値を入れさせていただいております

目標設定の考え方につきましては記載のとおり2頁の中段でございますけども、今回、現在の遊休農地面積が網掛けをしております真ん中あたりにあります57haということになってございまして、これは3年後に63ha、5年後に増減無し63haというかたちで数値を置かせていただいております。

この試算につきましては、議案参考資料の1頁の3のところに算出根拠ということで記載をさせていただいております。こちらの方を今御覧いただきたいと思いますが、議案参考資料の1頁の3の数値目標の算出の根拠でございます。遊休農地の解消面積ということで、表がここに3つございまして上が耕地面積ということでございます。この耕地面積を平成28年から令和2年の所までが実績値ということになってございまして、表の一番上の採用年月に書いてますが、これが実際指針に反映しているところの数値ですよということで記載をしております。

令和2年までの実績をベースに推計をいたしますと平均しまして約10ha減少していきだろうということでこの耕地面積については年々減っておるということでございます。真ん中の遊休農地面積ということで、これも平成28年から令和2年までのA分類の数値を入れさせていただいております、平均で3ha位増加していくとになってございます。

これを指針の方におきましては、遊休農地面積、先程申し上げましたように3年後の令和5年にはこのまま増加をしてしまうであろうということで書かせていただいております、その後目標ということで、ここは目標設定の考え方にもありますけれども今回第7次の宮津市総合計画が策定されようとしてますが、この中で農林関係の分野別目標ということで耕作放棄地面積を増加させないということで、令和3年からの5年計画になるんですけども、今後増減無しということで令和5年と令和8年を比較しまして増減無しとさせていただいたということでございます。

具体的取組の推進方法でございますが議案書の2頁の(3)のところに書かせていただいております農地利用状況調査とその結果を受けた農地利用意向調査、農地台帳システムと農地地図の精度の向上、農地中間管理機構との連携、非農地判断の実施、委員の皆さんのアンケート結果から鳥獣害対策、基盤整備、関係人口の構築というかたちでそれぞれ記載をさせていただいております。

次に3頁の中段以降でございますが、こちらにつきまして担い手への農地利用の集積・集約化についてということでございます。取組実績につきましては3頁の中段のところに書かせていただいておりますので御確認をいただきたいということでございます。

次に4頁でございますが、数値目標を記載させていただいております。こちらの面積につきましては先の管内の農地面積というのがございますが、先程は遊休農地面積を含んでおりましたが、こちらの農地面積といいますのは耕地面積ということで純粋な遊休農地を含まないということで推計をさせていただいております。集積面積につきましては現状が123haでございますが市が持っております政策目標というのがございまして令和7年で220haということになっておりました、それを逆算いたしまして3年後には162ha、5年後に220haということで置かせていただいております

また、4頁の中段以降に次の表がございまして担い手の育成、確保ということで担い手の確保数ということで目標設定をさせていただいております。

こちらの担い手という上の項目ところの真中に認定新規就農者というのがございます。現在の5経営体から3年後には9経営体、5年後には10経営体としております。目標設定の考え方につきましては5年後には年2経営体ずつ増えていく予定をしております、令和8年では15経営体になるところでございますが、この認定新規就農者が5年後には認定農業者の方になっていくということを想定したしまして認定農業者の方は令和5年が22経営体から27経営体ということで5経営体増やしたかたちでの目標設定とさせていただいております。一番右側には集落営農の組織ということで書いておりましたこれが現在11団体ということでございます、3年後には13団体ということでございまして5年後は現状維持で13団体というかたちで設定させていただいております

具体の推進方法としましては5頁の方に記載しておりますとおり現在おすすめしております京力農場プランの策定、中間管理機構との連携、農地の利用調整と利用権設定、認定農業者の育成というかたちで設定をさせていただいております。

最後に5頁の下から3行目のところでございますが新規参入の促進についてでございます。こちらの数値目標についてでございますが、6頁の方を御覧ください。こちらの方で新規参入者数個人ということと、その右隣に新規参入者数法人ということで記載しております。こちらの個人の分につきましては先の担い手での認定新規就農者と同様の考え方でございます、ここでは5年後の令和8年の数値を15人とそのまま置かせていただいております。また法人の現在2法人ということにつきましては※※会社※※、※※会社を示しておりますけれども3年後に3法人、5年後に5法人と増加していくということで目標設定させていただいております。

具体の推進方法につきましては、関係機関との連携、委員の皆様のフォローアップ活動そして企業参入の促進というかたちにしております。指針につきましてはこのような形でのものを用いるということで全体を見直したということでございますので、御確認いただきまして審査の上、御可決賜りますようお願いいたします。

たします。説明は以上でございます。

〔関野会長〕 議案第 14 号につきましては、総会通知のとおり事前に質問を事務局までお寄せいただくこととしておりました。事前の質問があれば事務局より報告願います。

〔小西事務局長〕 事前に 1 件御質問がございまして、吉田雅典委員から御質問を頂戴しておりました。先程提案説明をさせていただいたんですが数値目標の考え方ということでございまして、具体的に目標設定に考え方が書いてあるけどもこれについてはどういった計算をされていますか、ということで再度先程の議案参考資料のところで御説明をさせていただきました。

また、もう 1 点は最初の指針と比べて今回大きくどういったところが変わったのかということでございました。数値目標につきましては当然現状ベースで試算をさせていただいたということでございますし、あと大きな部分としましてはこれまでの話合いでもあったんですが 1 期目につきましては推進活動というのが具体的にどういったことをしたら良いのかということがなかなか見えなかったということだったんですが、先日のアンケート調査もございましたように皆様で話合い活動をしっかりしていただいたということで、これを基本に取組実績というところに皆さんが地域でやっていただいたことについて記載させていただいているというかたちで最初の制定時の指針に肉付けをさせていただいたということで設定をさせていただいたということで御解答とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔関野会長〕 ほかに、御意見、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

(意見なし)

〔関野会長〕 特にないようですので異議なしと認め議案第 14 号につきましては承認することとしてよろしいでしょうか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 14 号については承認とします。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後のページに先の役員会で行われました先決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

官津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関野 揚 司

委 員 和久田 三代

委 員 久保 公哉

記 録 者 小 西 正 樹